

事 務 連 絡
平成27年3月31日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管課 御中
中 核 市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課地域生活支援推進室

宿泊型自立訓練等の利用期間の取扱いについて

障害保健福祉行政の推進につきまして、平素より格別のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、自立訓練等期限の定めがある訓練等給付費に係る障害福祉サービス等については、支給決定又は地域相談支援給付決定の更新に際し、標準利用期間を念頭に置くほか、利用継続の必要性について十分な評価検討を行うようお願いしているところです。

ただし、例えば、宿泊型自立訓練については、標準利用期間は原則2年間（長期入院していた者等にあっては3年間）としておりますが、市町村審査会の意見を聴いた上で市町村が必要と認める場合は、標準利用期間を超える支給決定の更新を行うことが可能（更新回数の上限は定めなし）となっております。

今般、標準利用期間を超えて宿泊型自立訓練を利用している者について、制度上、必要性があればさらなる支給決定の更新も可能であることを認識せず、利用継続の必要性等を十分検討せずに当初から支給決定を更新しないものとして取り扱おうとする事例が見受けられました。

つきましては、標準利用期間及び給付決定期間が定められているサービスは、当該期間内で利用されることが基本ですが、十分検討の上必要性が認められる場合には標準利用期間等を超えた支給決定期間及び給付決定期間の更新が可能ですので、画一的な取り扱いとならないよう、利用者の状態や意向等を勘案の上適切な対応がなされるようお願いいたします。

各自治体におかれましては、上記の内容についてご了知の上、管内市（区）町村に対し周知を図っていただくようお願いいたします。

(担当)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

障害福祉課地域生活支援推進室 地域移行支援係

石井、岡安

TEL : 03-5253-1111 (内線 3045)

《参考》

「介護給付費等の支給決定等について」（平成19年3月23日障発第0323002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）（抄）

第八 支給決定又は地域相談支援給付決定の更新

2 支給決定又は地域相談支援給付決定の更新に係る利用期間の取扱い

自立訓練等期限の定めがある訓練等給付費に係る障害福祉サービスなど、次に掲げる支給決定又は地域相談支援給付決定の更新に際しては、標準利用期間を念頭に置くほか、利用継続の必要性について十分な評価検討を行う必要がある。なお、訓練等給付費の支給要否決定又は地域相談支援給付費の給付要否決定を行う際の認定調査の調査項目に係る調査内容（参考指標としてのスコアを含む。）については、有効期間を特に設定していないが、障害支援区分との均衡を考慮して、最長3年間の範囲内で、支給決定又は地域相談支援給付決定の更新に際し、障害者の心身の状況等に応じて適宜見直しをすることが考えられる。

(1) 訓練等給付費等に係る障害福祉サービス等

② 宿泊型自立訓練

宿泊型自立訓練は、従前の制度における知的障害者通勤寮や精神障害者生活訓練施設等の機能を踏まえ、日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している者等を対象として、一定期間、夜間の居住の場を提供し、帰宅後に生活能力等の維持・向上のための訓練を行うとともに、地域移行に向けた関係機関との連絡調整等を行い、積極的な地域移行の促進を図るものとして類型化している。

このため、標準利用期間は、原則2年間（長期間入院していた又はこれに類する事由のある障害者にあつては、3年間）とし、市町村は、サービスの利用開始から1年ごとに利用継続の必要性について確認し、支給決定の更新を行う。この場合の「長期間入院していた又はこれに類する事由のある障害者」とは、長期間、指定障害者支援施設等の入所施設に入所又は精神科病院等に入院していた者はもとより、長期間のひきこもり等により社会生活の経験が乏しいと認められる者や発達障害のある者など2年間の利用期間では十分な成果が得られないと認められる者等についても含むものとする。

なお、標準利用期間を超える支給決定の更新を行おうとする場合には、市町村審査会の意見を聴くものとする。